

事故調査機関の在り方に関する検討会  
取りまとめ

平成 23 年 5 月

## 目 次

はじめに	1
第 1. 事故調査の必要性	2
1. 背景	2
2. 事故調査の対象	3
3. 事故の特性に応じた事故調査の必要性	5
(1) 「個別の事故調査」と「事故情報等の解析・傾向分析」	5
(2) 「すき間事故」に機動的に対応する事故調査	7
第 2. 事故調査機関・制度に求められる属性	8
1. 事故調査の目的	8
2. 求められる属性	8
(1) 独立性	8
(2) 公正性	9
(3) 網羅性	9
(4) 専門性	9
3. 「網羅性」と「専門性」の関係	10
(1) 網羅的に専門性を確保すること	10
(2) 専門性に依存しすぎることを避けて網羅的な事故調査を 実現すること	11
4. 「独立性」「公正性」と「専門性」の関係	11
第 3. 事故調査と刑事手続との関係	13
1. 事故調査と刑事手続の違い	13
(1) 目的の違い	13
(2) 対象の違い	13
(3) 我が国の現状	14
2. 事故調査の優先性	15
(1) 「優先性」の意味	15
(2) 目的自体の優先性	16
i) 事故の予防・再発防止の目的の達成のために 刑事責任追及を排除すべきか	16
ii) 過失責任の追及の在り方を見直すべきか	16
(3) 手続における優先性	17

i)	事故調査結果に刑事裁判結果を考慮する 必要があるか	17
ii)	事故現場の検証や事情聴取等が刑事捜査との兼ね合い で不十分になることがないようにすべきか	18
3.	証拠の相互利用と制限、事故調査結果の刑事利用	18
	(1) 「証拠物」「客観的なデータ」について	18
	(2) 事故関係者の「口述」について	20
	(3) 事故調査結果について	21
4.	事故調査と刑事手続との調整	21
第4.	再発防止のための事故調査	23
1.	調査の視点	23
2.	調査の端緒	24
3.	調査の対象	24
4.	調査の手法	25
5.	調査の手段	26
6.	調査の権限	26
7.	高度な調査能力の確保	27
8.	調査結果の活用	28
第5.	被害者等に向き合う事故調査	30
1.	事故調査においてなぜ被害者等に向き合う必要があるのか	30
2.	情報の提供・説明	31
3.	事故調査遂行上の配慮	32
4.	被害者等の視点を生かす調査	32
5.	申出制度	33
6.	事故の記憶の保存	34
7.	その他の総合的支援	34
第6.	事故調査機関の在り方	35
1.	求められる機能	35
	(1) ①の機能の主たる内容	35
	(2) ②の機能の主たる内容	35
	(3) ③の機能の主たる内容	36
2.	機関・制度の在り方	36
3.	共通的な環境の整備	38

(1) 基本的な方針の確立.....	38
(2) 事故調査と刑事手続との関係の整理・調整.....	39

## はじめに

社会が複雑化し、科学技術も高度に進化した現代社会において、事故は、単に、一人ひとりが考え、注意することで避けられるものではなくなっている。そこで、事故を専門的に調査し、事故の予防・再発防止対策に結び付けていく科学的な調査が必要である。

また、事故調査においては、事故の被害者や被害者遺族に向き合う配慮が不可欠である。

このような問題意識の下、事故調査機関の在り方に関する検討会（以下「本検討会」という。）は、消費者庁が、その設立に際して「消費者事故等についての独立した調査機関の在り方について法制化を含めた検討を行う」<sup>1</sup>とされ、また、平成 22 年 3 月に閣議決定された「消費者基本計画」においても「消費者事故の独立した公正かつ網羅的な調査機関の在り方について検討します」とされたことを受けて、平成 22 年 8 月に設置され、検討を重ねてきた。

ここに、その検討結果をとりまとめるに至ったものである。

政府においては、このとりまとめを踏まえ、既存の機関・制度との関係の整理とともに、早急な具体化に取り組むことを求めたい。

---

<sup>1</sup> 平成 21 年第 171 通常国会における消費者庁関連法案の審議の際の参議院附帯決議 14 項

## 第1．事故調査の必要性

### 1．背景

多くの生命・身体が害される事故や、類似の事故が多発する事態を効果的に防止し、事故による被害を最小限にとどめるためには、事故の予兆、事故の発生、事故内容、背景事情、被害状況、被害の拡大・減縮に寄与した事実等、事故に関する情報を、事故の予防・再発防止のための知見を得るという目的のために収集・分析・調査し、その結果を具体的な事故の予防・再発防止対策に結び付けていく科学的な調査が必要である。

これまでも、我が国において、事故調査のための機関・制度の整備についての関係者の取組みが見られるが、現状では、さまざまな事故について、漏れなく予防・再発防止のための事故調査がなされる体制にはなく、また、各種分野に特化した既存の事故調査等を担う機関の在り方はまちまちである。このような現状を改善し、事故の分野を問わず必要十分な事故調査が行われることが不可欠であると考えられる。

他方、犯罪を捜査し刑事責任を問うことで社会秩序を維持する刑事捜査や刑事裁判については、全国的に制度が整備されており、それぞれ警察・検察及び裁判所がほぼ一元的にこれを担っている。

しかしながら、そもそも捜査が行われない事故については、刑事手続による原因究明を期待することはできない。また、捜査機関が事故を認知した場合には事故原因の解明が行われるが、刑事責任の追及に至らない場合もあり、この場合には事故原因の解明は不十分になることもある。さらに、刑事責任が問われる事故であっても、刑事責任の追及のために捜査によって解明された事実等について、事故の予防・再発防止のための情報として公表されて予防・再発防止のための施策に繋げることは必ずしも期待できず、刑事裁判において被告人の有罪無罪を決するためになされた判断結果のみによっては事故の予防・再発防止のための十分な知見を得ることも必ずしもできない。

したがって、刑事責任の追及とは別に、事故の予防・再発防止のための事故調査が必要であると考えられる。

我が国においては、一般に、刑事手続に事故調査の機能をも期待する傾向が強い。また、刑事責任の追及を目的とする刑事手続のみによっては事故の

予防・再発防止という目的が必ずしも十分には達せられない、ということが社会的に十分理解されているとは言い難い。

このような現状を改め、社会における安全性を確保して向上させていくためには、事故の予防・再発防止を目的とする事故調査の必要性を明らかにするとともに、そのために必要な体制・機能を明らかにし、これらを機関・制度として早急に具体化することが必要である。

事故調査のための機関・制度を通じて得られる知見は、事故の予防・再発防止によって社会における安全性の確保・向上に役立てられるべきものであるという点で、国民の共有財産である。

また、事故を調査して同種事故の再発防止や類似事故の発生予防のために活かしていくことは、刑事手続による事案の全容解明と刑事責任の追及が被害者や被害者遺族（以下「被害者等」という。）に報いることに繋がることと並んで、防げなかった事故の被害者等に対して、社会が示す誠意であると考えられる。このように、事故調査においては、事故の被害者等を事故における重要な当事者として遇する配慮が不可欠である。

## 2. 事故調査の対象

本検討会における検討は、「消費者事故等（生命・身体被害に関する消費者事故等）」を念頭に置いたものである。

「消費者事故等」とは、消費者庁設立に際して制定された消費者安全法（平成21年法律第50号）に基づく定義である。生命・身体被害に関する消費者事故等とは、事業者が供給等する製品・食品・施設・役務等を消費者が使用等することに伴って生じた事故・事態である<sup>2</sup>。

すなわち、「消費者事故等」とは、消費者が消費生活で遭遇する事故の多くを含む広範な概念である。しかしながら、労働災害や、自家用車による自動車の欠陥等に起因しない交通事故、原子力災害や自然災害は、一般的には、消費者事故等にあたらぬ。ただし、原子力災害や自然災害でも、食品や水道水の安全を損なう危険が生じた場合等は消費者事故等に含まれうる。運輸サービスに関する事故や医療行為に関する事故は消費者事故等に含まれうる。

ただし、医療サービスの場合、そもそもサービスが提供されなければ死亡したり、高度の障害が残る等の疾患を有する患者に対して、侵襲性をともなう処

---

<sup>2</sup> 消費者安全法第2条第5項 参照

置を施すことから、有害事象が生じることは不可避である。したがって、手術対象の左右を取り違えたり、薬剤の使用法や分量が違ったりといった事案を除き、上記のようないわゆる医療の不確実性に起因する事案（すなわち、専門家による判断として是認される範囲を逸脱しない判断に基づいて処置された場合であってもなお生じる有害事象）は、消費者事故等に該当しない。もっとも、ある事案が装置・器具の欠陥や整備不良、医療スタッフのエラー等によって発生した「事故」だったのか、医療の不確実性によるものだったのかについては、高い専門性を有する機関による調査・分析が必要である。つまり、調査すべき事故なのかそうでないのかをまず専門的に判断しなければならないという点で、他の消費者事故等と性格を異にする。また、患者を「消費者」と呼ぶ観点についても異論が少なからずあるだろう。

また、事故調査やその機関・制度の在り方に関する考え方は、消費者事故等に限定しない安全一般の基本理念としても重要である。本検討会における検討内容は、安全一般の基本理念の検討にも資するところがあると考えられる。

製品等が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかな場合は「消費者事故等」には該当しない。

しかしながら、いわゆる消費者による「誤使用」が原因と見られる事故であっても、そのことをもって事故調査の対象から除外することは妥当でない。なぜなら、一見「誤使用」に因ると考えられる場合であっても、複数の消費者が同じような使用方法で事故に遭っている場合にはそのような使用方法を誘引しないよう製品の構造を考えること等が重要であると考えられるからである。また、製品等が消費安全性を欠いているわけではないという場合であっても、「誤使用」による事故の再発を防ぐために事故調査を実施して有益な知見を得る必要がある場合は想定されるところである。したがって、その意味においては、事故調査の対象としての消費者事故性を限定的に捉えるべきではなく、消費者の使用実態を踏まえて必要な調査が行われなければならないと考えられる。

全ての「消費者事故等」について、個別事故事案ごとに専門的な調査を実施することは、行政のリソース（資源）を使つての取組みとしては限界があり、困難でもある。したがって、調査対象となる事故事案については何らかの方法によって選別せざるを得ないこととなる。

その際の指標としては、「公共性」「単一事故の規模」「多発性」「消費者自身による回避可能性」「被害の程度」等が考えられる。

なお、一件あたりの事故の被害者が一人であるか多数であるかは、本質的な



差ではないことに留意する必要がある。すなわち、仮に一件の事故で同時に被害を受ける被害者が一人であったとしても、同様の事故が多発して多数の者が被害を被り、あるいは、被るおそれがある場合においては、そのような事故の再発を防止するための知見を得る必要性は、一件の事故で多数の者が被害を被る事故と比較してなんらの差異も認められないからである。とかく一件あたりの被害者が少ない事故等は軽視されがちではあるが、繰り返し事故が起き続けていたり、多くの消費者が同様の危険に曝されている等の潜在的危険性を踏まえて、事故調査の必要性を見逃すことがないよう留意する必要がある。

### 3. 事故の特性に応じた事故調査の必要性

#### (1) 「個別の事故調査」と「事故情報等の解析・傾向分析」

事故の予防・再発防止のための知見を得るために、あらゆる分野の事故について同じアプローチが有効であるというわけではなく、事故の特性に応じたアプローチが適切であると考えられる。

このアプローチについては、大別して、個別の事故を専門的に調査することが不可欠かつ有効であるケースと、事故情報やインシデント情報を解析して傾向分析を行うことが有効となるケースがあると考えられる。

一般に、事故調査という場合には、「個別の事故調査」を指すものと考えられるが、「事故情報等の解析・傾向分析」も事故の予防・再発防止の知見を得るための重要な調査である。「個別の事故調査」においては、当該事故に関係する分野に即した専門性をもって調査を行う必要があり、「事故情報等の解析・傾向分析」においては、情報の解析・傾向分析の専門性が必要となる。

消費者事故等の中でも、高い科学技術を要するシステムによって支えられ、複数の専門家によって提供される役務・施設等に係る事故であって、役務を享受する消費者の判断が関与する余地が少ない類型のものや、企業等の組織内において種々の組織内の人や部門が複雑に関係することで運用されている事業において生じる事故においては、専門家の行動は専門的知識に依拠する判断に支えられており、あるいは組織全般にわたる種々の事象が事故に関係しているため、事故調査の場面において、そもそも事故当時を含め事故発生に至るまでにどのような判断がなされたのかを理解し、さらには再発防止のための新たな判断指針を検討するためには、まずもって、その分野の専門的知識を踏まえた調査が必要である。さらに、背後に複雑なシステムがある以上、特定人の判断の是非のみに着目しても、再発防止のために有効な対策を

見出すことは困難であって、人の関与もシステムや組織の一環として捉え、システムや組織全体を詳細に調査する必要がある。

このような事故は「システム性事故」や「組織事故」と呼ばれることがある。

これに対して、消費者事故等の中でも、複雑なシステムや組織的関与が介在しないために複合的要因が少ない事故であって、事故発生までに専門家があれ、消費者があれ、およそ人の判断が関与する余地が少ないものが存在する。あるいは、人の判断が関与する余地がある場合であっても、共通の専門知識を有しない消費者が利用するときに行う判断がその主要な部分を占めるような事故が存在する。これらの事故については、個別に詳細な事故調査をするまでもなく事故の発生原因や被害の拡大要因が分かるケースもある。一方、個別に詳細な事故調査をすることを通じてでなければ、事故の発生原因や被害の拡大要因が明らかにならないケースもある。

この点、昨今、事故調査の在り方を通じて、直近の事象のみにとらわれるのではなく、背後にあるシステム性の要因や組織的要因を明らかにするという視点の重要性について指摘されているが、ある事故がシステム性の要因・組織的要因が高い事故であるか否かは、「個別の事故調査」等を経て明らかになるものであって、あらかじめ事故の種類や分野ごとに確定しているわけではない。

「個別の事故調査」を通じて得られた知見に基づいて、システムや組織の改善点や、専門家の行動に関する新たな指針を見出すことが、事故の予防・再発防止に繋がるケースがある一方、「個別の事故調査」のみでは、事故の予防・再発防止のために有益な知見を十分に得ることができない場合もある。そのような場合においては、「個別の事故調査」だけではなく、「事故情報等の解析・傾向分析」を通じて事故の予防・再発防止のための知見を得ることが対策につながり、そのようなアプローチが適切かつ効果的である。

特に、消費者の行動の事故の発生・被害拡大への関与や寄与率が高いケースにおいては、システムや組織を改善し、専門家の行動指針を見直すことによって、同種・類似の事故を一元的に予防し再発を防止することができない場合が多いと考えられる。このような場合においては、個別の事故がどのように発生したのか、そこで被害がどのように拡大したのかを知るだけでなく、消費者の行動類型等を解析・分析することによって事故の予防・再発防止のための有益な対策を講じることが可能になると考えられる。

また、これらのケースにおいては、事故の情報や事故に至らないインシデント情報を適切に収集・解析し傾向を探ることから、直ちに製品の改善・回収を実施し、あるいは、食中毒の原因物質を特定し、除去する等によって、事故の予防・再発防止のための対策に繋げることができる場合も多いと考えられる。この点でも、事故の予防・再発防止のために、事故情報等の集約とその解析・傾向分析に負うところは大きいと考えられる。

個別の事故の発生原因や被害拡大要因、背景にある複合的要因を調査することで事故の予防・再発防止のための知見を見出す「個別の事故調査」と、消費者の行動類型等を初めとして、事故をめぐる様々な情報を解析・分析することによって事故の予防・再発防止のための有益な対策に繋げる「事故情報等の解析・傾向分析」の手法を、それぞれの機能を担う機関や制度が有機的に連携し、事故の特性に応じて適切に組み合わせることによって、各々のケースに応じた調査を適時適切に行っていく必要がある。

## (2) 「すき間事故」に機動的に対応する事故調査

消費生活においてはさまざまな事故の可能性があることから、新たに事故調査が必要な分野やテーマが発生する場合がある。

また、既存の機関・制度の目的や権限の範囲では、事故の予防・再発防止のための知見を得るための事故調査としては十分な調査を進めることが困難な場合がある。さらに、所管が多岐に渡る分野横断的なケースであるために事故の予防・再発防止のための知見を得るための事故調査として統一的な視点で調査を進めることが困難な場合もある。

このような事故については、いわゆる事故調査の「すき間」に生じる事故として、「すき間事故」<sup>3</sup>と呼ぶことができる。

いわゆる「すき間事故」についても、「すき間事故」であるために事故調査が滞ることがないように機動的に取り組むことが不可欠であり、関係機関や有識者等によるネットワークを構築し、必要な事故調査を行うことができる制度の整備が必要である。

---

<sup>3</sup> 本取りまとめにおいて、「すき間事故」とは、i) 事故の調査をする体制がない分野の事故（ただし、制度の在り方について、行政等の公的機関において検討中の医療分野を除く）、ii) 事故の調査をする体制はあるが、その目的や権限との関係では、消費者保護の観点から十分な調査を進めることが困難な分野の事故、iii) 分野横断的であるために、消費者保護という統一的な視点で調査を進めることが困難な事故を指す用語として使用する。

## 第2. 事故調査機関・制度に求められる属性

### 1. 事故調査の目的

事故調査の目的は事故の予防・再発防止にある。

ここでいう事故の予防・再発防止は、同種事故を対象として予防・再発防止のための知見を見出すことはもちろんではあるが、それだけを限定的に捉えることは適切ではないと考えられる。消費者事故等を広く防止することによって消費者が安心して暮らせる安全な社会の実現を視野に入れることが適切であり、事故調査を担う機関・制度はそのための知見をも見出すことを目指すべきであると考えられる。

また、事故調査の結果はもちろんのこと、事故調査のための機関・制度自体が社会的に信頼されることが必要である。この点について、特に、被害者等の視点を踏まえて、「納得性」というキーワードで捉えるべきとの意見もある。すなわち、被害者等をはじめとする社会の「納得性」が得られることが必要であり、そのためには、社会から信頼される事故調査でなければならない。

社会から信頼される事故調査を実現するためには、事故調査のための機関・制度の属性として、「独立性」「公正性」「網羅性」「専門性」が確保されることが必要であると考えられる。

### 2. 求められる属性

#### (1) 「独立性」

事故調査における「独立性」とは、事故調査のための機関・制度が、その目的である事故の予防・再発防止のための知見を見出すこととは別の目的を追求するための組織や制度の影響を受けることなく、独自に調査を行い、判断することができることである。

事故調査の目的と別の目的としては、刑事、行政、民事の各手続における責任追及や、市場や事業活動の規制・管理等がある。それらのための機関・制度としては、警察、検察、民事・刑事の裁判、行政処分権限を有する官庁、事業所管省庁等が存在している。

これらのうち、行政処分権限を有する官庁や事業所管省庁との関係については、これらの機関による規制の在り方が事故の要因を構成する可能性

があるケースも考えられ、規制等の行政作用からの影響を排除することが重要である。また、事業所管省庁と連携して調査を行うことによって、迅速性や効率性等のメリットも考えられる。したがって、分野ごとの特性を踏まえながら、事業所管省庁と連携するメリットも視野に入れつつ、事故調査のための機関・制度の独立性を確保する必要がある。

また、業務上過失致死傷罪等が問われうる事故においては、刑事手続との関係を考慮する必要がある（この点については、第3.において詳述する）。

## （2）「公正性」

事故調査における「公正性」とは、事故調査のための機関・制度が、その在り方として、あるいは、その事故調査の実践として、事故発生に関与した事業者等の特定の機関・個人や被害者等双方当事者の恣意や、事故の予防・再発防止とは無関係な機関・個人の意図、責任追及を求める機関・個人の意図に配慮しないことである。また、そのような配慮がなされるかも知れないとの疑念を外形的にも生じさせないことである。

## （3）「網羅性」

事故調査における「網羅性」とは、まず、いわゆる「すき間事故」にも対応できることである。そのためには、事故調査のための機関・制度が、消費者事故等のうちの特定の種類や分野の事故を限定的に対象とするものではないことである。

また、事故調査の目的と別の目的を達成するための機関・制度との関係の整理、事故調査に共通する考え方や手法の抽出・確立・ルール化、事故調査から得られた知見の活用状況の検証、被害者等の支援など、個別の事故調査や分野ごとの事故調査を通じて得られる教訓の蓄積・他分野への展開など分野横断的なテーマへの対応等も網羅性の重要な内容となると考えられる。

さらに、事故調査は科学的知見に基づいて行われるべきことはもちろんではあるが、他方、科学性や客観性の名の下で、個々の調査にとって必要となる視点や対象が見逃されてしまうことがないように、仕組みや機能を備えることも、網羅性の重要な内容となると考えられる。

## （4）「専門性」

事故調査における「専門性」とは、高度な調査能力を有することである。すなわち、専門知識を活用できること、事故調査に必要な権限を有すること、人的・物的・経済的リソースを備えること等である。

なお、専門性については、個別分野ごとの専門知識だけではなく、情報の収集・解析・傾向分析の専門性や、ヒューマン・ファクターに関する専門性等のように、事故調査の全般を通じた理念や考え方に関する専門性、さらには、分野ごとの専門家をコーディネートし、マネージするといった手法に関する専門性も含まれると考えられる。

### 3. 「網羅性」と「専門性」の関係

#### (1) 網羅的に専門性を確保すること

人の生命・身体が損なわれる事故が生じているにもかかわらず、適切な事故調査がなされないまま、必要な対策が講じられずに危険が放置されることは、事故の分野の如何を問わず阻止されなければならない。しかしながら、消費者事故等の範囲は広範であるから、専門分野ごとの事故調査は別として、事故調査のための機関・制度が、多種多様な事故に対応するべく、あらゆる専門知識を単独で予め確保することは現実的には困難があるとともに、多様な専門家を常時確保することの行政上のコストにも配慮が必要となろう。したがって、いかなる分野の事故についても必要な事故調査が行われる網羅性と、個々の事故調査に確保することが必要となる専門性とをいかに両立させるかが課題となる。

この点については、事故調査のための機関・制度が、常時必要とされる専門知識を有する人材を確保するとともに、それ以外の分野やテーマの専門家を予め登録しておくことにより、個別の分野に関連する事故調査が必要となった時点で速やかに協力を得ることができるよう、事故調査のための人材バンクのようなネットワークを構築することが必要かつ適切であると考えられる。このようにして、事故の発生が典型的に可能性として考えられる分野にも機動的に事故調査が行われる体制を準備することができると考えられる。いわゆる「すき間事故」に該当する事故調査が必要となった際には、臨時の事故調査チームを速やかに立ち上げることができることとなる。その際、臨時のチームであっても機能が十分に発揮されるように、各種の専門家をコーディネートして調整する人材の育成も必要である。

このような体制を整えることによって、事故調査が行われない分野が生じ

ることを避けるとともに、個々の事故調査における専門性を確保することもできると考えられる。

## (2) 専門性に依存しすぎることを避けて網羅的な事故調査を実現すること

専門性に依存しすぎることで、場合によっては、調査が必要な事故が見逃されてしまったり、個々の調査にとって必要となる視点や対象が見逃されてしまったりする恐れがある。このような弊害を避けるためには、各種分野の専門知識を有する者でない者の視点を取り込むことも必要である。

その際、事故の被害者等の視点を積極的に取り入れることが必要であると考えられる。すなわち、被害者等は必ずしも専門知識を有するわけではないとしても、個別の事故調査において、被害者から十分なヒアリングを行うことや、遺族が感じた疑問点に応えられるような調査を実践することが必要である。さらには、被害者等が個別の事故調査や再調査が必要と考える事故について申し出ることができるものとして、こうした申出を受けて調査を実施する仕組みをつくることによって、専門性に偏重することで生じかねない盲点を塞ぎ、網羅的な事故調査を担保することができると考えられる。

さらには、事故調査の結果の検証という観点から、当該分野の専門家以外の視点を導入することも必要である。具体的には、特定の分野に限らない全般に共通するヒューマン・ファクターの専門家の参加を得て調査を行ったり、当該分野の専門的な知見を有する者だけでなく、消費者の視点や分野横断的な視点を有する者によって調査の結果のレビューを実施することが考えられる。

## 4. 「独立性」「公正性」と「専門性」の関係

「システム性事故・組織事故」の調査においては、原因関係者である事業者等と同種の専門的な知見が必要となると考えられる。また、同種・類似の事故が再発している場合には、事故の調査における関連情報の収集・解析に際して、事故に関わる製品や食品等に関する詳細な知識や、それらが生産・流通・消費される過程に関する深い理解が必要となると考えられる。

これらの専門的な知見は、多くの場合、事業者や事業所管省庁にあり、それらの組織とは全く別に専門家を確保することが実際には困難な分野もあると考えられる。そのような場合に、専門性を確保することと、独立性や公正性を確保することを如何に両立させるかが事故調査にとっての課題となる。

この点について、個々の事故調査においては、業界や事業所管省庁を除外

することなく、さらには公正性の確保に十分配慮しつつ必要に応じて原因関係者である事業者等の参加を得ることで、個別の事故調査に即して必要な専門性を確保することが考えられる。ただし、その際、業界や事業所管省庁、原因関係事業者等によって「専門性」を確保する場合においても、これらの者の関与は事故調査への参加に留めるものとし、事故調査結果としての事実認定や判断は、これらの者ではなく事故調査機関・制度自体の要員をもってあたることで「独立性」「公正性」を確保する必要がある。また、個別の事故調査の結果についての情報公開を充実するとともに、第三者によるレビューや、被害者等あるいは民間の団体や研究機関等からの再調査の要請等を可能とする仕組みを導入することもまた必要であると考えられる。



### 第3. 事故調査と刑事手続との関係

#### 1. 事故調査と刑事手続の違い

全ての事故調査において刑事手続が関係するわけではないが、業務上過失致死傷罪等が問われうる事故においては事故調査と刑事手続との関係を考える必要がある。

その際、事故調査と刑事手続双方がそれぞれの目的に沿って円滑に実施されるよう、事故調査と刑事手続との関係についての考え方を明確にしておくことが不可欠であると考えられる。

##### (1) 目的の違い

事故調査の目的は事故の予防・再発防止にある。刑事手続の目的は刑事責任の追及にある。

なお、刑事手続の目的には刑事責任の追及を通じた再発防止も含まれるが、人が犯すというよりはシステムの中で起きる類のエラーに起因する事故においては、刑事責任の追及を通じた再発防止の効果は限定的であるとの指摘がある。

事故調査と刑事手続の目的が異なる以上、いずれの制度も他方の目的を達成するために必要・十分な事実や判断を把握することができない場合があり、また、各制度が把握した事実や判断には、他方の目的を達成するためには無関係なものも含まれている。

すなわち、両制度はお互いに代替することは不可能であり、それぞれの目的を達成するためにはそれぞれに応じた機関・制度が必要であると考えられる。

##### (2) 対象の違い

刑事責任の追及を目的とする刑事手続においては、捜査の結果、犯罪が疑われないと判明した事故は刑事裁判に至らず、捜査の結果や判断が法廷の場で明らかにされることはない。

また、刑事裁判の対象になる場合は、事故原因につきあらゆる可能性を視野に入れた捜査を行った上で対象事象を確定し、特定人の刑事責任の追及が行われるが、捜査の過程で再発防止に資する事実や被害の拡大に寄与

した事実等が捜査対象となることが通常であっても、それらは必ずしも公に明らかにされるわけではない。

事故調査においては、事故の発生に寄与した可能性のある事実やそれを改善することで事故の再発を防ぐことができる可能性のある事実、被害の拡大に寄与した可能性のある事実や、被害の軽減に有益である可能性がある事実、いわゆる「サバイバルファクター」と呼ばれる被害者の生死を分けた要因等が広く調査の対象になる。可能性を幅広く捉えることによって、より有益な予防・再発防止策を講じるための知見を得ることが可能となるからである。

特に「システム性事故・組織事故」においては、事故発生の直近に生じた事象を調査するだけでは目的を達成することは不可能であって、背景要因を含めて幅広く事実関係を把握することが不可欠であると考えられる。

### (3) 我が国の現状

事故調査と刑事捜査は、(1)(2)で述べたとおり、目的においても対象の捉え方においても異なっている。

しかしながら、我が国においては、そのことが社会において一般に十分に理解されているとは言い難いという指摘がある。

その一因として、「独立性」「公正性」「網羅性」「専門性」という必要な属性を全て兼ね備えた事故調査のための機関・制度が整備されていないことがあると考えられる。

このような状況下において、人が死傷する事象が発生した場合、それが事故であろうと、我が国においては、警察等が捜査に着手することが期待され、さらには刑事手続を通じて、刑事責任の追及に必要な範囲に限定することなく、あらゆる事実が幅広く解明され、かつ公表されることが期待される傾向が強いという指摘がある。

実際、我が国においては、事故についても、業務上過失致死傷罪等が成立する可能性があるとして、まずは幅広く刑事捜査の対象とされ、捜査を通じて犯罪性のないことが判明した時点で捜査が打ち切られたり、さらには刑事責任の追及の必要性が必ずしも強くない場合において不起訴処分がなされること等によって、刑事手続の対象となる事故の範囲が絞られていくことになる。

一方、専門家による判断・行為が事故発生にいたる重要なファクターとして存在している「システム性事故・組織事故」においては、一般論とし

て、専門的知見がなければ一体そこで何が起こったのかを理解すること自体が困難である。

本来必要な事故調査のアウトプットがなく、事故調査に基づいて事故の予防・再発防止のための知見が見出され、対策が講じられるような仕組みが必ずしもない中で、そのような機関・制度の役割を実感することは期待できないであろう。まして、元来、事故というものは、それに遭遇しない人が日常的には圧倒的多数であって、事故に遭遇しないことが当たり前と受け止められている。突然事故の被害者等となる、あるいは、事故調査の必要性を直接的・具体的に感じる機会に遭遇する、といったことのない者が事故調査の必要性を理解し、実感することは容易なことではないといえよう。

これらを踏まえ、刑事手続から独立した事故調査のための機関・制度を整備するとともに、事故調査と刑事手続との関係整理・調整が不可欠であると考えられる。

また、その際、刑事責任の追及との関係だけでなく、民事責任や行政責任の追及が果たす役割と事故調査との関係も視野に入れることが必要である。

すなわち、責任追及という目的を達成するためには、刑事責任の追及のみならず民事責任や行政責任の追及も存在することに留意し、事故調査が必要かつ十分に行えるようにするために、責任追及のための制度による支障の有無を考えるにあたっては、刑事手続の存在だけでなく、民事の損害賠償請求や行政処分の影響も視野に入れる必要がある。

## 2. 事故調査の優先性

### (1) 「優先性」の意味

予防・再発防止のための事故調査と刑事責任の追及のための刑事手続の間の優先関係を検討するに際しては、どのような意味で、いかなる場合に、どちらが優先すべきとするのかをそれぞれ明確にして考える必要がある。

そこで、まず初めに、優先性が意味する内容について整理することとしたい。

大別して、目的自体の優先性と手続における優先性があると考えられる。

目的自体の優先性とは、事故調査の目的である「事故の予防・再発防止」と刑事手続の目的である「刑事責任の追及」との間に、優先・劣後の関係を認めるかどうかという課題である。

この点については、事故調査の視点から見て、さらに、予防・再発防止の目的の達成のために刑事責任の追及を排除（＝刑事免責）すべき場合があるかどうかという視点と、過失責任（特に業務上過失責任）の追及の在り方を見直すべきかどうかという視点とに分類することができる。

手続における優先性とは、事故調査と刑事手続のいずれが先行すべきかという課題である。

この点については、事故調査の視点から見て、さらに、事故調査の結果を出すにあたって、刑事裁判の結果を考慮しなければならないかどうかという視点と、事故調査を進めるに際して、事故現場や関連する証拠物を検証し、あるいは原因関係者から事情を聴取するにあたって、刑事捜査との兼ね合いで必要な調査が十分できないような事態がないようにすべきではないかという視点に分類することができる。

## （２）目的自体の優先性

### i) 事故の予防・再発防止の目的の達成のために刑事責任追及を排除すべきか

事故調査の目的である「事故の予防・再発防止」を実現するために、本来刑事的に有罪であるにもかかわらずその訴追を免じることにより刑事責任を追及しないとする、いわゆる「刑事免責」については、我が国の国民感情として受け入れられるかは疑問があるといわざるを得ない。

また、刑事免責は本来刑事手続全体の枠組みの中で検討されるべき問題であり、事故調査の目的達成のための刑事免責導入のみを検討することは困難である。

またそもそも、複雑な背景要因や組織的要因が関係するような事故において、刑事責任が問われるべきなのか否かから検討すべきものであるとも考えられるところ、刑事的に犯罪が成立することを前提とする刑事免責という考え方が妥当であるとは言い難いであろう。

したがって、事故調査機関・制度への刑事免責の導入については、我が国において刑事免責制度自体を創設することの是非等、刑事手続の在り方の議論を待って、慎重に検討すべきであると考えられる。

### ii) 過失責任の追及の在り方を見直すべきか

これに対して、過失責任（特に業務上過失責任）の追及の在り方を見直すべきではないかという視点がある。

しかしながら、刑事法制を改変するのであれば別論、現行の刑事法制度の下においては、過失責任の存否は、個別の事件に応じて捜査機関及び裁判所において判断されるほかなく、さりとて、現段階で立法論を展開することは現実的とも思われぬ。

まずは、分野を問わず事故調査がなされるための機関・制度を整備して、専門的知見に基づく事故調査を確立することが必要であると考えられる。特に「システム性事故・組織事故」においては、事故発生に至る事象は複合的に関連しており、ひとつひとつの事象の意味するところを理解するためには専門的知見が不可欠であると考えられる。

刑事手続を通じて刑事責任を追及するに際しても、調査機関や専門家への鑑定嘱託等により専門的知見に基づく事実の把握が行われているところであり、刑事手続の担い手である警察や検察、裁判所自身が各種の事故について必ずしも自ら専門的知見を有しているわけではない。

したがって、専門的知見に基づく事故調査を確立し、その事故調査によって明らかにされた事故の実態が、刑事手続において業務上過失致死傷罪等を適用する際にも検討され得るものと考えられる。

### （３）手続における優先性

#### i) 事故調査結果に刑事裁判結果を考慮する必要があるか

事故調査と刑事手続ではその目的が異なる以上、事故調査において刑事裁判の判断を考慮して報告書を作成する必要はない。むしろ、独立性の観点に照らしてもそのような形で影響を受けるべきではない。

この点については、我が国の現状においても、事故調査が行われるにあたっては、刑事裁判の判断が示される前に事故調査報告書が公表されていることが多く、したがって、現状においても、事故調査の結果を出すにあたって、刑事裁判における判断が影響しているとは考え難い。

事故調査の目的が「事故の予防・再発防止」であることから、可能な限り速やかに調査結果を得てそれに基づく再発防止のための対策が講じられるべきであるから、事故調査の結果が刑事裁判の判断に通常先んじているという現状は、基本的に望ましいものと考えられる。

ii) 事故現場の検証や事情聴取等が刑事捜査との兼ね合いで不十分になることがないようにすべきか

この点については、事故調査を行うに際し、事故現場や関連する証拠物を検証し、あるいは、原因関係者から事情を聴取するにあたって、事故の予防・再発防止のための知見を迅速に得て対策に繋げる観点を重視し、刑事捜査との兼ね合いで必要な調査が十分できないような事態がないようにすべきである。

このような事態に至った例としては、平成18年6月に発生した港区竹芝のエレベーター事故において、事故機であるエレベーターが鑑定のため捜査機関によって解体の上押収されたことや、事故調査側に必要な権限がなかったこと等が指摘されているところである。

運輸安全委員会や独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）等においては、刑事捜査を担う警察と覚書を交わす等により、事故調査と刑事捜査の遂行の調整を図っているところでもある。また、海外においても、例えば英国の鉄道事故調査委員会は、警察等との覚書の中で、この点に関する詳細な取り決めを行っている例がある。

したがって、事故調査を円滑に行うための刑事捜査との関係については、必要な属性を備えた事故調査のための機関・制度を整備した上で、事故調査全般と刑事捜査との関係について、必要な環境整備をすべきである。その際、覚書等を作成する方法による場合においては、定期的なその内容を見直すことにより、実際の事故を経て得られた教訓を反映したものとなるようにすべきである。

このように、事故調査と刑事手続との関係において、現行制度の下では一方が他方に優先するという関係にはないのであり、事故調査と刑事手続の双方が支障なく行われるために、必要な調整を行い、環境を整備するという考え方を基本とすべきである。

### 3. 証拠の相互利用と制限、事故調査結果の刑事利用

#### (1) 「証拠物」「客観的なデータ」について

客観的な証拠物は、代替性がないのであるから、それが事故調査にとっても刑事捜査にとっても必要である場合には、相互にお互いの目的を達成するため、必要な時期において利用可能となるよう調整すべきである。

その際、事故調査、刑事手続双方の観点から、一方が他方の妨げとなる

ことがないよう、証拠物の扱い方や留意点等について、十分な調整が必要である。

そのためには、類型的に想定が可能な証拠物については事前に取扱方法等を双方で確認しておくことが重要であり、事前の調整が困難な証拠物については、事故現場において適宜必要な確認・調整がなされるべきである。

事故発生当時の客観的データや、事故後に事故に関係した製品の同等品を使って実施した強度や速度等に関する実験や事故の再現実験等を通じて得られた客観的データについては、同じ解析や実験を行うことで得られる情報ではあるが、全く同じ解析や実験を二重に実施することは適切ではないと考えられるので、やはり、相互にお互いの目的を達成するために必要な時期において利用可能とすべき余地があろう。

ただし、事故後の実験等については、予防・再発防止のためか、刑事責任追及のためかによって、必要な実験の種類、範囲、視点が異なるため、その流用の可能性は限定的に捉えるべきであるとも考えられる。

なお、刑事手続で収集された証拠の事故調査への利用については、刑事確定記録、不起訴記録、起訴・不起訴の刑事処分を決する前の証拠等、それぞれの特性を踏まえて、現行法令の手続を経ることはもちろんのこと、関係者の名誉やプライバシー、捜査上の秘密を害することがないかなどを考慮した慎重な検討が必要である。

具体的には、刑事確定記録については、関係者の名誉並びに生活の平穩又は犯人の改善更生を著しく妨げることがないかなど、刑事確定訴訟記録法第4条第2項所定の事由を踏まえつつ、当該事故に関する刑事確定記録を事故調査に利用できるか否かを検討する必要がある。

不起訴記録については、刑事訴訟法第47条が「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。ただし、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。」と定めている。そこで、専門家による事故調査が行われることを前提としてもなお、当該事故に関する不起訴記録の閲覧を行う必要があるか、他の手段によっては目的を達成することができないのか(=非代替性)、また、関係者の名誉やプライバシー、捜査上の秘密を害することがないかなどを踏まえつつ、具体的な場面に即して、事故調査への利用可能性を検討する必要がある。

検察庁において起訴・不起訴の刑事処分を決する前の段階で、刑事手続で収集された証拠を事故調査に利用することの可否については、やはり刑事訴訟法第47条による制約を踏まえ、非代替性の有無、関係者の名誉やプ

ライバシー、捜査上の秘密を害することがないかなどを考慮する必要がある。また、事故調査に利用できるような環境整備を検討すべきである。

以上のような視点を踏まえ、関係当局において、個別の事案ごとに、刑事手続で収集された証拠の事故調査への利用の可否について検討が求められる。

## (2) 事故関係者の「口述」について

事故調査、特に「システム性事故・組織事故」の調査においては、事故に関与した専門家から、いかなる心理状況下において、どのような思考経路をたどり、いかなる判断や行動にいたったのかを、当該人の記憶のままに聴取することが、事故調査の目的達成のために極めて重要である。

しかしながら、現行法制度の下においては、このような専門家は、時として刑事責任の追及を受ける可能性にさらされているため、自己の口述が刑事責任追及の契機となり、あるいは刑事手続において自己に不利な証拠として利用される可能性がある場合には、事故調査のためであっても口述を躊躇する可能性が考えられる。

他方、口述に基づく事故調査報告書が公表される以上、これが捜査機関の目に触れることは避け難い点や、さらにはそれが行政処分権限を有する官庁の目にも触れること、あるいは民事の損害賠償請求の資料となることも考えられる以上、例えば、口述の原資料が裁判所の令状による差し押さえの対象となることを否定し、口述引用部分を含む事故調査報告書が鑑定書として刑事裁判に利用されないとしても、それによって原因関係者の口述を得やすくなるとは考えられない等の反対意見もある。

また、刑事訴訟法等既存の法制度を変更することには限界があると言わざるを得ない。

したがって、まずは、そもそも、訴訟当事者が同意意見を述べた場合を除いて、刑事手続外の事故調査において作成された原因関係者の口述を録取した書面（口述聴取資料）については、それを刑事裁判の証拠として利用できる場合が限定されていること等、現行刑事訴訟法における伝聞証拠排除の考え方を周知し、混乱を避けることが必要であると考えられる。

その上で、公表される事故調査報告書の記載ぶりにおいて、責任追及との違いを明確にするよう配慮することが適切であるかどうかを検討するとともに、口述が事故調査以外の目的で利用されることで事故調査に支障を



来たさないための環境整備の必要性を検討すべきである。

### (3) 事故調査結果について

事故調査結果を記した事故調査報告書は、事故の予防・再発防止のために作成されるものであって、刑事責任追及のために作成されるものではない。

しかしながら、特に「システム性事故・組織事故」において、事故調査機関が専門的知見に基づいて認定した客観的な事実に関する部分は、事故調査の結果を踏まえて検察官が起訴・不起訴を決めることで刑事手続を担う機関が刑事訴追を合理的な範囲に絞り込み、あるいは刑事責任を問われるべきでない事故について無用な刑事手続が進行しないようにするためにも、刑事手続における利用を可能とする必要性が認められる。

これに対して、事故調査機関の判断に関する部分や口述引用部分については、事故関係者が事故調査のために口述をためらうことのないよう、鑑定書として刑事手続に利用すべきでないとの指摘がある。他方で、客観的事実に関する部分とそれ以外を分離することは不可能ではないかとの指摘や、前述のとおり、民事裁判や行政処分のおそれもあり、あるいは報告書が公表される以上少なくとも事実上は刑事手続を担う機関の目に触れ得ること等を踏まえれば、刑事裁判への利用のみを排除することで口述をためらわなくなるわけではないとの指摘もある。

また、事故調査報告書に対する鑑定嘱託がなされる等、事故調査と刑事手続との密接な連携については、両者が互いの目的を達成するために適切に調整・協力がなされているとの指摘がある一方、両者が一体であるかのように受け止められるおそれがあるとの指摘もある。

さらに、事故調査報告書が刑事裁判において鑑定書として証拠採用されても、それは裁判所による事実認定の一資料であって、裁判所がそれに拘束されるわけではなく、また、被告人が他の証拠によって異なる事実を立証することも可能であることを重視すべきとの指摘もある。

以上のような各種の指摘に配慮しつつ、事故調査が十分に出来るようにするために、我が国において事故調査結果と刑事手続との関係をどのように調整することが有効であるかを、事故の分野ごとの特性も踏まえて検討することが必要である。

## 4. 事故調査と刑事手続との調整

事故調査を円滑に行うためには、刑事手続との関係調整が不可欠である。

また、事故発生当初の現場保存においては、機動力・組織力のある警察の協力が不可欠である。さらに、情報提供をはじめとする各種支援を必要としている事故の被害者等にとっては、特に事故発生当初の急性期において、事故調査と刑事捜査で支援の窓口が異なることは、負担を強いることになりかねない。

したがって、特に事故調査と刑事捜査が並存して遂行している場面における被害者支援について、緊密な連携を図りつつ行う等の工夫も必要である。

なお、およそ事故調査全般と刑事手続との関係の調整に係る課題として、事故の分野を問わず統一的に検討し、機動的に実施すべきものも多く存在すると考えられる。したがって、事故調査機関と警察・検察との間で基本的・実務的な合意を形成しておくことも有効かどうかも検討に値するであろう<sup>4</sup>。

さらに、事故調査と刑事手続の双方が支障なく行われることが必要であるとの認識を徹底し、事故現場において適宜適切な調整がなされることが望ましい。

---

<sup>4</sup> 米国ではNTSBについて法制化されている。英国では、航空・海難・鉄道の各事故調査機関が検察当局と共同で合意した覚書において、オランダでは分野横断的事故調査機関と検察当局との間で合意した覚書において整理されている。

## 第4. 再発防止のための事故調査

### 1. 調査の視点

事故の予防・再発防止を目的とする事故調査において、最も重要な視点は、事故の発生や被害拡大に寄与した可能性のある事象を一つ、二つでも解消し、逆に、事故発生を防止しあるいは被害を軽減できる可能性のある対策を一つ、二つでも講じていくために、必要な知見を得ることである。

特に「個別の事故調査」に際しては、直近の事象の解明のみにとらわれるのではなく、背後にあるシステム性の要因や組織的要因も含めて明らかにすることで、真に事故の予防・再発防止のために有効な知見を得るという視点が必要である。

「システム性事故・組織事故」においては、複合的な要因があることが通常であるから、複合的な要因の中から最も重要な要因を選び出すことがあるとしても、その他の要因を捨て去ってよいというわけではない。複合的な要因の一つ一つを徹底的に調査して、事故の教訓を汲み取るという視点が重要である。もっとも、あらゆる事故について複合的な要因の全容を解明することができるとは限らない。その場合においては「分からない」とすることもまた科学的な事故調査の在り方として許容されるべきであろうが、そのような場合であっても、事故調査のプロセスを明らかにして、将来における更なる事故調査に可能性を残すことが必要である。

また、事故発生までに消費者の判断やそれに基づく対応が介在することが多い製品事故や施設の利用に伴う事故等においては、事故情報等の解析・傾向分析においても個別の事故調査においても、事故によって危害を受けるおそれのある消費者のありのままの使用実態を理解し、それを踏まえた事故調査を行うという視点が必要である。

事故調査を遂行する上で、さらには事故調査から得た知見を事故の予防・再発防止に活かしていく上で、原因関係者等の事業者が果たす役割も大きい。

安全のために真実が語られる環境を整備し、事業者にとっても有益と感じられる事故調査制度が必要であるとともに、事故調査制度が信頼を得るためにも事業者が事故調査にきちんと参加することが求められる。

したがって、事故調査とその後の事故の予防・再発防止にきちんと協力する事業者を評価し、逆に非協力的な事業者を消費者が排除することで、事業

者をいわば共に社会の安全確保に取り組むパートナーとして捉えるという視点も必要である。

なお、いかなる手続をもってしても、あらゆる視点に応える「真実」を解明することは難しいことであるといえよう。

事故調査においては、いかなる責任の追及の視点にも応えることはできないし、応えるべきでもない。しかしながら、そのことをもって、刑事・民事・行政の各責任の追及が不要であるということにはならない。事故の被害者等には刑事責任等の追及を望む気持ちもあるとされ、事故調査の遂行のためには、事故調査とは別の目的実現のための事故調査以外の手続の遂行を否定することができないこともまた当然であると考えられる。

## 2. 調査の端緒

調査の端緒を得るためには、典型的に事故の発生が想定される分野ごとに事故の情報や事故に至らないインシデント情報を収集することが考えられる。さらに、網羅的に消費者事故等を把握して「すき間事故」が放置されないようにするためには、消費者事故等の情報収集体制を充実・強化することが必要である。

このように、事故やインシデント事象の一次情報を収集することは、個別の事故調査と事故情報等の解析・傾向分析の双方の端緒として有効である。

また、個別の事故調査の端緒としては、調査がなされていない事故の調査や十分な調査がなされていない事故の再調査を求める外部からの働きかけが有効となる場合も考えられる。

事故調査の対象の選別には、調査の専門性の視点からだけでは把握しきれない要素があり、事故調査の対象の選別を行う仕組みを事故調査機関が独自で選別を行う仕組みとは別に設けることで、事故調査の漏れを防ぐことができると考えられる。具体的には、被害者等あるいは一定の民間団体や研究機関等から事故調査や再調査の申出を受け付ける仕組みや、事故調査のための機関・部門に対して、必要に応じて別の機関・部門から調査を要請できるといった仕組みを導入することが考えられる。

## 3. 調査の対象

事故調査において採り上げるべき事象は、事故の予防・再発防止に繋がる可能性がある全ての事象である。

したがって、直接要因だけでなく背景要因や組織的要因も調査の対象となり、また、自然科学的事象だけでなく、ヒューマン・ファクター、組織文化やルール、法令や規制、社会制度の在り方等も広く調査の対象となる。また、事故の発生原因だけでなく、被害の拡大要因も重要な事故調査の対象となる。

事故の現場や、事故品・機器・残骸等当該事故に関係する現物、当該事故の原因関係者や被害者が事故調査の対象となることも当然である。

原因関係者からの聴取においては、事故当時の主観的な状況認識や通常時と事故時の違いを聴取することも忘れてはならない。

さらに、事故調査においては、発生した事故それ自体だけでなく類似の事象の調査を怠ってはならない。なぜなら、事故調査の究極の目的は、発生した当該事故の解明にとどまらず、同種事故の再発や類似事故の発生を防止するための知見を得ることにあるのであるから、発生した当該事故そのものを分析するだけでは、必要かつ十分な知見を得ることはできないからである。

したがって、事故調査においては、可能な場合は、既に発生した事故を再現することに努めるべきである。

再現実験によって既に発生した事故と同種の事故が発生した場合に現実にはどのような事象が起こるのかについて、思い込みによる弊害を排した客観的な情報を得ることは、再発防止のための事故調査にとってきわめて重要である。たとえ再現実験が困難な場合においても、事故発生当時の客観的データ収集に努め、可能な限り事故発生状況の再現を行うべきである。

また、事故調査においては、発生した当該事故の原因関係者や当該事故の被害者から事情を聴取するだけでなく、これらの者と同種の立場にある者に対するヒアリングも併せて実施することが必要である。こうしたヒアリングを通じて、発生した事故と同様の状況下における関係者の行動パターンや判断基準を把握することができ、同様の状況から同種・類似の事故が発生することを防止するために必要な知見を得ることができるからである。

#### 4. 調査の手法

個々の事故調査のための手法として、分野横断的な調査手法の研究・開発を進めることが重要である。

また、事故情報やインシデント情報を解析するための手法も重要である。特に個々の事故が小規模であるとか散発的に同種事故が発生するような分野においては、効果的な検索システム等、情報解析の手法が開発・運用されることによって、情報を集約し、常時解析し傾向を分析して事故の予防・再発防止のための知見を得るとともに、いち早く、より詳細な「個別の事故調査」

が必要なケースを抽出することも可能になる。

さらに、ヒューマン・ファクターに対する考え方や事故調査に基づいて提言をする際の共通指針等、事故調査全般に通じるルールを開発していくことは、種々の分野における事故調査を充実させるためにも重要である。

## 5. 調査の手段

網羅的な事故調査の体制の基盤として、分野横断的な事故調査に関する情報の収集とその分析・評価のための仕組みが重要である。

そのために、消費者事故等の全般について、事故やインシデント事象の情報の収集・分析のための仕組みを充実させる必要がある。具体的には、消費者安全法に基づく既存の消費者事故等の情報の収集・分析の体制等を充実させるとともに、それらの情報を補充して掘り下げていくための手段として専門調査員を配置する等の機能強化や、収集した消費者事故等の情報を解析して事故調査が必要な事故を抽出する機能の強化が望まれる。

また、個別の事故調査に際して、口述に頼らず事故発生時の客観的データを収集し事故発生時の情報を得やすくする手段として、例えば事故調査全般におけるイベントデータレコーダーの利用可能性を検討することも重要である。

さらに、事故調査機関・制度自身において、事故発生が類型的に想定される分野において分野ごとの専門家や基礎的な調査を実施する要員を確保するほかに、各種分野の専門家のネットワークを構築することが、特に、網羅的に「すき間事故」に対応して事故調査をするための手段として必要であると考えられる。

## 6. 調査の権限

事故調査は、これを行政機関が担う以上は、行政調査に含まれるものと考えられる。

しかし、事故調査は、これまでの行政調査として一般的に見られるような行政規制違反行為に対する行政処分を実施する前提としての規制違反行為の存否を確認するための調査や、企画立案のための予備調査ではなく、事故の原因や被害拡大要因を究明するための調査である。なんらの法令違反が存在しなくても事故は起こり得るのであり、そのような事故についても事故調査は必要であり、場合によっては既存の法規制の妥当性も視野に入れた事故調査が必要になる。

したがって、まずは、事故調査が生命・身体被害の防止のためのものであって、かつ、広く国民全体の安全を担保するためになされるものであり、重要な公益を実現するためのものであるから、関係者の責務として事故調査に協力すべきことを法律上明らかにすることが重要である。その上で、事故調査のための強制的な行政調査の権限が必ずしも十分でない場合には、必要な権限の整備を図り、あるいは、種々の権限を行使して事故調査ができる体制を整備する必要がある。

もっとも、通常事故調査においては、その目的に照らして、任意の協力を求める調査がもっとも望ましく有効であり、実際に協力を得られることが多いと考えられるが、利益相反等によって十分な協力が得られない場合に備えて、また、任意の協力を求める調査を担保するためにも強制力のある調査権限による裏づけは重要である。

事故調査のための行政調査権限の手法においては、事故現場を保全すること、報告を徴収すること、関係者に質問すること、立入検査を実施すること、事故に関係する物品等を集取すること、事故に関係する物品の保全や移動禁止を求めること、資料提出を求めること、事故現場への立入りを制限すること、死亡被害が発生した事故について死体解剖を行うこと等が必要と考えられる。ただし、刑事手続が事故調査と並存する場合においては、双方が支障なく行われるよう、刑事捜査上の権限行使との関係を調整する必要がある。

また、強制力の程度は調査対象によって異なり、事故現場の証拠物や事故関連製品・役務の設計図や仕様書のように、他に代替性のない証拠を確保するために必要な調査においては相当程度強い強制力が必要である。

調査を強制するための手法としては、協力しない者に対して罰金や料金を科す方法や、場合によっては、原因関係者である事業者等が正当な理由なく調査を忌避する等した場合にその事実を公表することができる方法などが考えられる。

これに対して、原因関係者と同種の立場にある者に対するヒアリングのように、特定の調査対象に拘らなくとも多くの場合他の調査対象を確保できる調査においては、必ずしも強い強制力は必要ないと考えられる。

## 7. 高度な調査能力の確保

各分野の専門家による協力を得るためのネットワークを構築することは、

事故調査機関・制度が高度な調査能力を確保する上で有効な手段である。

また、事故調査機関・制度が、既存の関係行政機関等だけでなく、大学や民間団体の研究機関との連携・協力体制を構築することも必要であろう。

さらに、事故調査機関・制度が独自に専門家を養成する取組みも求められる。各専門分野ごとに専門知識を備えた調査官等を育成することはもちろんのこと、特に、事故調査における基礎的素養を備え、必要な分野ごとの専門家をコーディネートして視点の抜け落ち等がない事故調査を実現するための事故調査のマネジメントができる人材を、分野横断的な取組みで養成することが事故調査全体の強化に繋がると考えられる。

## 8. 調査結果の活用

事故調査によって得られた知見は事故の予防・再発防止のための対策に繋がられるべきである。

そのためには、事故調査機関・制度は、得られた知見に基づいて考えられる有効な対策を示し、事業者等や関係行政機関等に対して、その実現について協力を要請しあるいは勧告等を行うことができるものとすべきである。

また、単に勧告をするだけでなく、自らが勧告した内容が実現されているかを検証することも重要である。

そのために、事故調査機関・制度には、事業者等や関係行政機関等に対して勧告等を行い、これらの者から報告を受け、さらに、勧告内容及び報告内容を公表することが必要であると考えられる。

なお、最終的な事故調査結果からだけでなく、事故調査の過程においてもその都度判明した事項から一刻も早く事故の予防・再発防止のために必要な対策に繋げるべきであるから、調査途上における勧告等もなされるべきである。そして、最終的な事故調査結果を示す報告書には、最終的な結果に基づく勧告だけでなく、これら調査途上でなされた勧告やそれに基づいて既に取りられた対策も漏れなく記すことが重要である。

このように、事故調査を通じて見出された事故の予防・再発防止のための知見を活かしていく過程においては、事業所管省庁等が有する権限を活用する等の連携が必要となる場合が考えられる。

さらに、事故調査によって得られた知見を事故の予防・再発防止のために広く活かしていくためには、個別の事故から得られた知見を当該事故やその類似事故に限定されない汎用性のある知識として示し活用していくことも必要である。



なぜなら、当事者以外の者は事故を自らの身に引き寄せて考えるよりはむしろ「自分（自社）は大丈夫」「関係が無い」等と思いがちであるからであり、事故調査の結果がそのように受け止められたのでは、個別の事故の教訓を十分に活かすことができないからである。

また、事故調査結果はこれを公開して、社会の共有財産とすべきである。事故調査報告書等を公表するだけでなく、事故の残骸等の実物を展示することによって事故を保存し、社会が事故を忘れないことが、事故の予防・再発防止のためにも適切かつ有効であると考えられる。

もちろん、あらゆる事故の現物を展示することは不可能であるが、事故調査報告書という文字情報ではなく事故の記憶を示すことによって、当該事故の被害者等以外の者や事故から年月を経た後の者が、知識を通じてでは得ることができない事故の実感を得ること、すなわち、事故の恐ろしさ等を実感し、常に事故防止に向けた意識が喚起されることが期待できる。

すなわち、実物だけが持つ訴える力を活用することは、事故の再発防止にも極めて有効であると考えられ、事故の記憶の保存によって社会の中で安全への警鐘を鳴らし続ける場所があることは、安全な社会の実現に寄与すること大である。これらは事故調査そのものではないが、事故調査結果の活用方法として重要であると考えられる。

## 第5. 被害者等に向き合う事故調査

### 1. 事故調査においてなぜ被害者等に向き合う必要があるのか

再発防止を目的とする事故調査は、社会の安全性確保のための仕組みであるから、制度としての射程範囲を定めるにあたっては、行政コストを投じてこれに取り組むべき範囲は何かという観点がかかせないと考えられる。

同時に、再発防止のために事故調査から得られた知見は、国民の未来のための共有財産である。

事故調査から得られた貴重な知見は、事故に遭遇した被害者の存在無くしてはあり得ないものであり、そうである以上は、いったん事故調査の対象となった個別事故の被害者等を、事故における重要な当事者として遇すべきである。

被害者等が必要とするものには、処罰感情を満たすことや経済的支援等も存在するとされるが、それらを事故調査のための機関・制度において担うことには限界がある。

しかしながら、被害者等が信頼し、納得感を得ることができるよう、あるいは、事故で受けた被害からの回復が図られるようにするためには、事故調査のための機関・制度が取り組むべきことがあると考えられる。事故調査が、その中立性・公正性を確保しながら、また責任追及を求める意図と一線を画しながら取り組むべきこととして、それは、大別して「事故調査経緯やその結果が安全性向上に活かされている状況について情報の提供・説明に努めること」「被害者等の心情に配慮すること」「被害者等の声を聞き、被害者等が制度に参加するための仕組みを確保すること」にあると考えられる。

また、事故の被害者等は、ある日突然、理不尽な事象によって自ら傷つけられ、あるいは家族を奪われたという点で、犯罪被害者に通じるものがある。したがって、犯罪被害者等基本法の「犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない」との考え方は、事故調査においてもあてはまるものと考えられる。

これらの意味で、事故調査においても、分野横断的に、被害者等に向き合う基本的な考え方や方針を定めてこれに取り組むことが必要である。

さらに、再発防止という事故調査の目的を実現するためにも、被害者等の

視点を活用することが必要である。

なぜなら、被害者等は事故について強い関心を持つ者であり、必ずしも専門的知見を有していないとしても、被害者等の「信頼」「納得性」を事故調査の指標の一つとすることで、専門機関や専門家の取組みと補完し合うことになり、事故調査が必要な事故を漏れなく採り上げるという点において、また、個々の事故調査において調査の盲点の発生を防止するという点において、極めて重要であるからである。

## 2. 情報の提供・説明

被害者等は事故の重要な利害関係者であるから、事故調査を通じて得られた情報や事故調査自体の遂行状況、さらには事故調査の結果がどのように社会の安全性確保のために活かされているかについて、直接かつ迅速に情報を受領し、随時適切な説明を受けることが不可欠であると考えられる。

したがって、事故調査のための機関・制度の構築にあたっては、事故の分野を問わず、被害者等に積極的に情報を提供して説明をするための仕組みが設けられるべきである。

事故調査に関する情報を、被害者以外の一般国民と同様にマスコミを通じてしか知ることができないといった疎外された状況に被害者等を置くことは、被害者等に対する配慮を著しく欠くものである。被害者等が疎外感を感じる事の無いような対応が必要である。

ただし、被害者等の心情は多様かつ流動的であって、事故に関する情報に接することが心理的負担となる場合もある。したがって、被害者等が情報を欲していない場合に、これを押し付けるようなことがないようにする配慮も必要である。

また、被害者等は事故発生直後の急性期においてのみ情報を必要とするわけではない。年月を経た後に初めて事故と向き合うことを欲する場合もあれば、あるいは、民事上の賠償請求等のために事故に関する情報を必要とする場合もある。したがって、個々の事故調査が終了した後においても、被害者等が事故調査結果等にアクセスできる環境整備が必要である。

そのためには、事故調査のための機関・制度において、被害者等の求めに応じて、継続的に事故調査結果等を提供し説明することが必要であり、その際、被害者等にとっての分かりやすさや一元的な被害者支援を実現するという意味において、分野横断的な常設の対応窓口が設置されることが望ましいと考えられる。

加えて、例えば、事故調査報告書を、被害者等の身近にあって一緒に読み

解いてくれる相談窓口等の支援体制も必要であると考えられる。もちろん、事故調査報告書は、分かりやすく記載されるべきものではある。しかしながら、専門的知見に基づいて記載される側面もあるので、被害者等にとって容易に理解することが困難な場合も想定される。したがって、民間団体等の活用も視野に入れつつ、地域ごとに被害者等をサポートするような仕組みが整備されることが望ましいと考えられる。

### 3. 事故調査遂行上の配慮

事故調査の一環として、事故の被害者等に対する事情聴取も必要となる場合がある。その場合においても、被害者等を単なる調査対象とみなして、配慮を欠いた扱いがなされることがあってはならない。

被害者等から事故調査のために必要な情報を得ることは必要であるが、その目的のみに目を奪われることで、被害者等に事故後に更に心理的負担を強いるようなことは厳に慎むべきである。

そのためにも、被害者等からの事情聴取の在り方について、分野横断的な検討が進められる必要がある。

その際、被害者自身の関与がある場合とない場合、あるいは被害の程度・種類の違いによって、配慮すべき被害者等の心情に違いがあることを考慮し、いずれの場合においても、被害者等が不当に心理的圧迫を感じることをない事情聴取の手法が考えられるべきである。

### 4. 被害者等の視点を生かす調査

専門的知見のみに依存しすぎることは、個々の事故調査において必要な調査の視点や対象を見逃すことに繋がる恐れがある。特に、純技術的観点からの事故調査では、個々の事故の置かれた特殊な事情や問題点等を見逃す心配もある。

そのような弊害を避けるために、事故について強い関心を持つ専門家以外の者であるところの、被害者等の視点を積極的に事故調査に取り込むことが必要である。そのような事故調査がなされることで、被害者等の信頼・納得感にも繋がることとなる。

具体的には、事故調査の過程において、消費者としての使用実態を踏まえた事故調査となるために、被害者から十分に状況を聴き取ることが必要であると考えられる。

また、なぜ家族や自分が被害を受けなければならなかったのかという被害

者等の視点から生まれる気づきは、特に被害拡大要因の発見に有益であり、これを積極的に活かすべきと考えられる。

## 5. 申出制度

行政において事故やインシデント事象の情報を収集し、これを解析しても、それだけでは行政コストの制約や視点の画一化等により、事故調査が必要な事故を漏れなく抽出して事故調査に繋げていくことを期待し難い面もある。

そこで、事故について強い関心を持つ被害者等の視点を活用し、その視点で捉えられた「事故調査の必要性を感じる事故」や「再調査の必要性を感じる事故」を受け止める仕組みを導入すべきである。

しかしながら、何らかの事故が発生したという情報だけでは、事故情報等の収集・解析の対象データの中に埋もれてしまうこととなり、必ずしも被害者等の視点を効果的に取り入れて事故調査を実施することにはつながらないであろう。また、再調査の申出に際して、被害者等が再調査の必要性を自ら十分に検証することも多くの場合困難であろう。

そこで、被害者等の痛みや苦しみの中で捉えられた要注意事故等について、一定程度の科学的・専門的検討を加え、その結果、事故の予防・再発防止のための本格的な事故調査が必要あるいは不十分であると考えられた場合に、これを行政における事故調査機関・制度が受け止めて事故調査や再調査に繋げる考え方が重要である。

そのためには、例えば、予め自ら一定の事故調査を実施する機能を有していたり、あるいは、事故調査に関する相応の知見や事故を科学的に分析するためのネットワークを有していると認められる民間団体や研究機関等を定めておくことが考えられる。すなわち、被害者等は、これらの団体等に対して自らの事故の情報と当該事故について調査が必要と感じる視点を相談等を通じて申し出ることとし、当該団体等が、その機能・知見・ネットワークを活かして被害者等の視点に一定の科学的・専門的検討を加えた上で、「行政の事故調査機関による事故調査の対象とすべき事故事案である」「再調査が必要な事故事案である」などと判断した場合には、これを行政の事故調査機関・制度に申し立てることを認める制度が考えられる。

行政の事故調査のための機関・制度においては、これらの申立にかかる事故事案については、事故情報の解析・抽出の手続を経ることなく、直接に事故調査の必要性を検討することで、効率的に事故調査対象を選択することができ、独自の解析だけでは抽出できない事故についても、必要な事故調査に

繋げるためのルートを確保できることとなる。また、このような特別な申立受理制度においては、申立内容を公表するとともに、事故調査のための機関・制度は一定期間内にこれに対する対応を返答し、その返答内容もまた公表することとすることで、機動的かつ実効的に被害者等の視点を必要な事故調査に繋げることが可能になると考えられる。

このような団体等が各地に存在していくことによって、被害者等にとって、自らが遭遇した事故について、身近で、相応の専門的知見を有する第三者に相談することができることにも繋がるであろう。

## 6. 事故の記憶の保存

被害者等にとって、事故が忘れ去られることは、事故によって肉親を失った喪失感を増幅させ、自らが被った苦痛が無に帰されるという二重の苦しみを背負わされることに繋がる。したがって、可能な範囲で事故に関連する物品を展示する等の方法により、事故の記憶が目に見える形で保存されることによって、事故が忘れ去られることなく社会の中で安全に対する終わりなき警鐘として活かされていくことは、被害者等の信頼・納得感に寄与すると考えられる。

また、そのように文字になった知識等では得られない実物だけが持つ見る者に訴えかける力を活かすことが、安全な社会の実現に寄与することは前述したとおりである。

もっとも、事故の凄惨さを示す実物が人目に曝されることを厭う被害者等も存在すると考えられるところであり、どのような事故についていかなる範囲で展示等をするかについては、十分な配慮が必要である。

このような例として、日本航空 123 便墜落事故に関して同社が設立した安全啓発センターの取組みが参考になる。国の機関だけでなく事業者等も含めた事故の記憶の保存の在り方が検討されるべきである。

## 7. その他の総合的支援

犯罪被害者等について取組みがなされている日常生活支援等については、事故被害者等においても必要となる場面が考えられる。したがって、犯罪被害者等における取組みを参考に、そのうちのどの部分がいかなる事故の被害者等に必要とされるのか等を考慮しつつ、犯罪被害者支援の仕組みとの連携可能性を検討すべきである。

## 第6. 事故調査機関の在り方

### 1. 求められる機能

第1. から第5. までの検討を踏まえると、事故調査のための機関・制度に求められる機能としては、以下の3つに集約して考えることができる。

- ① 専門分野ごとの事故調査を担う機能
- ② 「すき間事故」<sup>5</sup>の事故調査を担う機能
- ③ ①・②を評価・チェックし、横断的テーマの検討等を担う機能

#### (1) ①の機能の主たる内容

- a) 専門分野ごとの事故情報・インシデント情報を収集・解析する。
- b) 専門分野に応じた専門的知見に基づく事故調査を実施する。
- c) 専門分野に応じた専門的知見に基づく事故調査結果を取りまとめて公表する。
- d) 事故調査によって得た知見に基づき、事業者等や関係行政機関等に対して勧告等をするとともに、それに対する事業者等や関係行政機関等の対応を継続的に検証する（なお、事業者等との関係では、分野ごとの既存制度を踏まえて事業所管省庁を通じた対応となる場合があり得る）。
- e) 被害者等に、事故調査の実施等に際し適時適切に情報提供と説明を実施し、事故調査終了後も適切に照会に応じる等、被害者等を支援する。

#### (2) ②の機能の主たる内容

- a) 広く消費者事故等全般について収集された事故情報・インシデント情報を解析・傾向分析し、「すき間事故」<sup>5</sup>を発見・抽出する。
- b) 「すき間事故」<sup>5</sup>について迅速に必要な事故調査を実施する。
- c) 「すき間事故」<sup>5</sup>の事故調査のために必要なネットワーク等を構築する。
- d) 「すき間事故」<sup>5</sup>の事故調査結果を取りまとめて公表する。

---

<sup>5</sup> 本取りまとめにおける「すき間事故」とは、i) 事故の調査をする体制がない分野の事故（ただし、制度の在り方について、行政等の公的機関において検討中の医療分野を除く）、ii) 事故の調査をする体制はあるが、その目的や権限との関係では、消費者保護の観点から十分な調査を進めることが困難な分野の事故、iii) 分野横断的であるために、消費者保護という統一的な視点で調査を進めることが困難な事故を指す（前述注3参照）。

- e) 事故調査によって得た知見に基づき、事業者等や関係行政機関等に対して勧告等をするとともに、それに対する事業者等や関係行政機関等の対応を継続的に検証する（なお、事業者等との関係では、分野ごとの既存制度を踏まえて事業所管省庁を通じた対応となる場合があり得る）。
- f) 被害者等に、事故調査の実施等に際し適時適切に情報提供と説明を実施し、事故調査終了後も適切に照会に応じる等、被害者等を支援する。

### (3) ③の機能の主たる内容

- a) ①・②から個別の事故調査報告書の提出を受け、これをレビューする。
- b) 必要な事故調査がなされていない場合に、①・②に対して調査を要請する。
- c) ①・②の実施した事故調査が不十分な場合に再調査を要請する。
- d) 被害者等からの事故調査の申立等を受けて事故調査の必要性を判断して必要に応じて①・②に対し調査を要請し、申立者に対して適切に対応する。
- e) 被害者等に対して事故調査に関する情報へのアクセスを分野横断的に確保する。
- f) ①②の機関やその他関連機関間の連携・調整を図るとともに、事故調査の手法、技術の共有その他、事故調査全般に共通する課題を統一的に検討する。

## 2. 機関・制度の在り方

これらの機能を果たし得る事故調査の機関・制度を整備するにあたっては、本検討会において、消費者事故等に関する事故調査機関を一元的に統合することも視野に入れた将来のあるべき姿を明らかにしたうえで、現状を踏まえた段階的な具体化を進めるべきとの意見と、現状において不足している上記②の機能を担う機関及び③の機能を担う機関（但し、①の機能を担う既存機関との関係でその機能の射程範囲をどう考えるかについては後述のとおり意見が分かれている。）の整備に取り組むことこそが肝要であるとの意見があった。

将来像については上記のとおり複数の意見が存在するが、本検討会としては、早急に整備すべき機関・制度の在り方を以下のとおり明らかにすること



とした。

第一に、必要とされる事故調査が十分に行われているとはいえない現状にある生命・身体分野における消費者事故等の調査を実施するための体制を整備する。

生命・身体分野の対象としては、製品、食品、施設（昇降機等を含む）、いわゆる「すき間」事案などのさまざまな分野に及ぶものとなる。

このようなさまざまな分野を担う体制を整備するためには、製品評価技術基盤機構（NITE）や保健所、消防当局等既存の関連機関の権限や位置づけ、有識者の専門的な知見などを活かしつつ、関連機関・有識者との関係を整理し、連携やネットワークづくりなどを併せて進める必要がある。

このような整理、連携等を進め、新しい体制として「消費者事故等調査機関」（仮称）の整備を目指す。

その際、特に、製品分野に関する製品評価技術基盤機構や昇降機等の分野に関する国土交通省社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会については、既存の法令に基づいて規制行政のために果たしている機能の必要性を踏まえつつ、これらの調査の機能を「消費者事故等調査機関」（仮称）の機能に活かすことや、既存の関連機関の規制行政のための機能と「消費者事故等調査機関」（仮称）の機能を両立させるための関係の在り方について、関係府省庁による協力を得た検討が早急に行われるべきである。

また、航空・鉄道・船舶の分野に関する運輸安全委員会については、福知山線脱線事故調査報告書に関わる検証メンバーによる提言（平成23年4月15日）に沿った対応が期待される。

さらに、医療の分野に係る事故調査については、消費者事故等だけでなく医療の不確実性に起因する事案にも広く対応する体制が、上記とは別の体制として、これまでの検討を踏まえ、必要な権限をもって実施できるものとして具体化されることが望ましい。

第二に、消費者事故等の事故調査について、独立した公正な視点に立った評価とチェックを実施するための体制を整備する。

「消費者事故等調査機関」（仮称）などの事故調査を実施する機関に対して

は、必要に応じて助言や提言を行い、複数の機関相互の調整・連携を図るとともに、事故調査の申出に対応し、分野横断的な基本方針を確立するなど、我が国における事故調査の独立性・公正性をさらに高めていくことが必要である。

このために、「消費者事故等調査機関」（仮称）とは別に、「消費者事故等調査評価会議」（仮称）の整備を目指す。

その際、「消費者事故等調査評価会議」（仮称）が担う機能は、各分野の専門的知見に基づく分析・評価を改めて実施することではない。また、その機能としては、複数の事故調査機関や関連機関が存在する状況下において、複数機関の間で事案が取りこぼされるような事態が生じないようにするなど、消費者と複数の機関をつなぐ連絡・調整の機能も重要であるとする。当該機関が果たすべき機能は、概ね上記 1.（3）列挙のとおりであるが、上記 1.

（1）①の機能を果たしている既存の関係機関との関係では、それら既存機関の法的位置づけ等を踏まえた配慮が必要である。例えば、運輸安全委員会との関係では、上記 1.（3）の機能のうち、「再調査」に関するものについては、個別事故調査結果に対する再調査要請として捉えることは困難であり、必要に応じた助言・提言にとどまるものと考えられ、いずれにせよ、前述の福知山線脱線事故調査報告書に関わる検証メンバーによる提言に沿った対応が期待されることである。

なお、「消費者事故等調査評価会議」（仮称）の役割については、事故調査を実施する機関とはいわば車の両輪となる第三者機関と位置づけ、将来にわたって必要であるとする意見と、「消費者事故等調査機関」（仮称）の立ち上げに際して、①の機能を担う既存機関を含む関係機関との調整・連携を図ることを含めその機能を補うことに主眼を置き、将来は「消費者事故等調査機関」（仮称）との関係整理も視野に入れるべきとする意見があった。

### 3. 共通的な環境の整備

#### （1）基本的な方針の確立

国として、消費者事故等の事故調査に関する基本的な考え方を確立することが必要である。

そこでは、必要な事故調査を実施することによって事故の原因を究明して再発防止のための施策に繋げることで、消費者の生命・身体の安全を確保して安全な社会を実現することが国の責務であることを明らかにするとともに、そのような事故調査によって得られる知見が被害者等の

存在があって初めて得られる国民の共有財産であること、したがって、被害者等の心情に配慮して情報提供をはじめとする被害者支援に努めるべきことが明らかにされるべきである。

また、事故調査においては、分野を問わず、自然科学、社会科学、人文科学の各方面からのアプローチが必要であること等分野横断的に応用すべき事案があり、事故調査に関係する機関の連携・協力が不可欠であることも確認すべきである。

## (2) 事故調査と刑事手続との関係の整理・調整

事故調査と刑事手続の関係について、必要な事故調査が滞りなく実行できる環境を整備し、さらには双方の目的に支障を来たさない証拠等の相互利用とその制限の在り方や、刑事裁判における事故調査報告書の取扱い等について具体的に関係を整理し調整する等必要な環境整備をすべきである。

以 上

## 事故調査機関の在り方に関する検討会

(五十音順、敬称略)

### 【委員】

阿南 久	全国消費者団体連絡会 事務局長
池田 良彦	東海大学法学部法律学科 教授
市川 正子	エレベーター事故被害者ご遺族
宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科 教授 (座長)
片山登志子	弁護士
河村真紀子	主婦連合会 事務局次長
笹倉 宏紀	慶應義塾大学大学院法務研究科 准教授
佐藤 健宗	弁護士
曾和 俊文	関西学院大学司法研究科 教授
辻本 好子	NPO法人ささえあい医療人権センターCOML 理事長
鶴岡 憲一	ジャーナリスト 元読売新聞東京本社編集委員
富田 信穂	常磐大学大学院被害者学研究科 教授
中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科 教授
芳賀 繁	立教大学現代心理学部心理学科 教授
福永 龍繁	東京都監察医務院 院長
細田 聡	関東学院大学文学部現代社会学科 教授
松岡 猛	宇都宮大学工学部機械システム工学科 客員教授
美谷島邦子	「8.12連絡会」事務局長 精神保健福祉士
向殿 政男	明治大学理工学部 教授
門田 守人	大阪大学 理事・副学長

### 【行政委員 (オブザーバー)】

警察庁  
消防庁  
法務省  
厚生労働省  
経済産業省  
国土交通省  
独立行政法人製品評価技術基盤機構  
独立行政法人国民生活センター

以 上